



2017 年度 自己点検・自己評価
日本赤十字社助産師学校



目次

I はじめに	p 1
II 自己点検・自己評価結果概要	p 2
III 評価基準項目別取組状況	
領域1. 教育理念・教育目的・教育目標	p 3- 4
領域2. 学校運営	p 5- 7
領域3. 教育活動	p 8-16
領域4. 学修成果	p17-18
領域5. 学生支援	p19-22
領域6. 教育環境	p23
領域7. 学生の募集と受け入れ	p24-25
領域8. 財務	p26
領域9. 法令等の遵守	p27
領域10. 社会貢献・地域貢献	p28
領域11. 国際交流	p29

参考資料

I はじめに

専修学校の学校評価は 2007 年 6 月の学校教育法及び施行規則の一部改正に伴い、学校における自己評価及び公表が義務付けられた。併せて自己評価の結果を踏まえ、学校関係者評価の実施・公表の努力義務も規定された。しかしながら、自己評価結果の公表は遅々として進まず、2013 年 3 月、文部科学省は、「専修学校における学校評価ガイドライン」を提示した。また、同年 6 月には同ガイドラインに基づき特定非営利活動法人「私立専門学校等評価研究機構」により「専門学校等評価基準書-Ver4.0-」が策定され、教育内容の質保証・向上への取組、それらに対する評価及び情報公開が促進された。

一方、看護教育に関しては、2011 年 3 月、「看護師養成所の運営に関する指導要領」(現「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」)の一部改正に伴い、各看護師養成機関の自己点検・自己評価の公表が義務化されることとなった。本校の設置主体である日本赤十字社医療事業推進本部看護部（以下、本社看護部）では、平成 19 年、専修学校における自己評価公表が義務化されて以来、『日本赤十字社学校評価ガイドライン』を策定し、各赤十字看護系専修学校に対して自己評価の公表を推進してきた。その後、前述した「専修学校における学校評価ガイドライン」、「専門学校等評価基準書-Ver. 4.0」を基に、2014 年度には、『日本赤十字社学校評価ガイドライン』から『赤十字看護専門学校における学校評価ガイドライン』と名称変更し、11 領域（中項目 38、小項目 64）に及ぶ新たな評価指標に則り、自己評価及び結果公表を促した。

本校は 2007 年度当時、各種学校であったが自己評価を実施し関係者への報告とともに教育内容の充実に努めてきた。2009 年 4 月、本校は専修学校に昇格し、より充実した教育内容の検討を重ねてきた。このような状況の中で、本校では平成 22 年度に教育活動・学校運営状況に関する自己評価内容を報告書として初めてホームページに公表した。その 5 年後、本社看護部が作成した新たな『日本赤十字社学校評価ガイドライン』に基づき報告書を作成した。また、助産師教育分野では、2006 年に特定非営利活動法人「日本助産評価機構」が設立され、2008 年、当該機構において助産専門職大学院認証評価事業を開始した。これを契機に様々な助産師養成機関においても第三者評価受審の機運が高まった。2012 年より同機構において「養成所」に該当する助産師養成機関に対しする認証評価も開始した。2018 年度、本校は、当該機構による第三者評価受審を予定している。併せて『日本赤十字社学校評価ガイドライン』に基づく評価も継続し、学校運営のより一層の充実に努めていく所存である。尚、本報告書は主に 2018 年の評価について統括した内容を報告する。

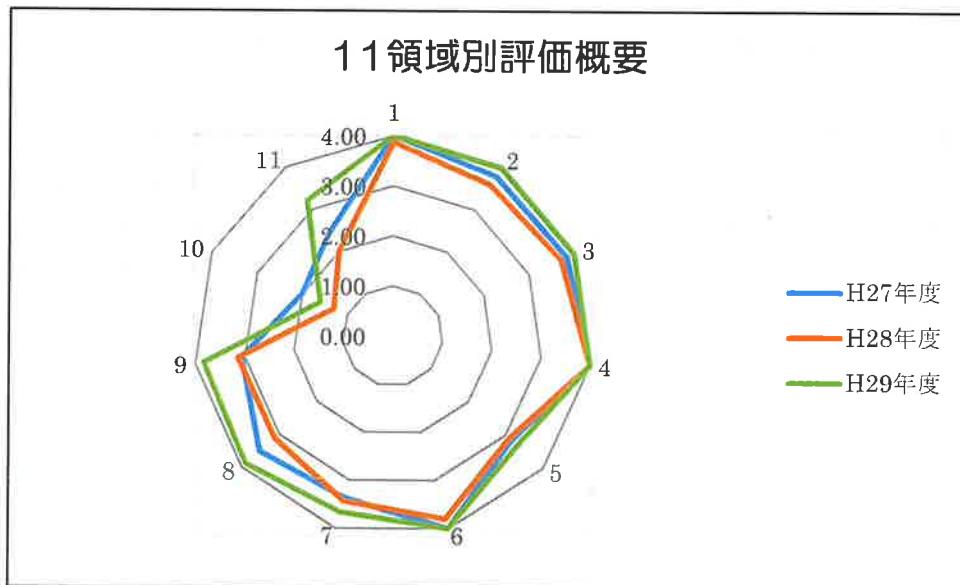
II. 自己点検・自己評価結果概要

2015年度より本報告書における評価基準は、『日本赤十字社学校評価ガイドライン』における新指標に基づき下記11領域を評価している。本校教員が個々に4段階評価し平均化した結果を表1及び図1に示した。2015年度以降、概ね各領域の状況は改善傾向にある。

1 教育理念・教育目的・教育目標	2 学校運営	3 教育活動
4 学習成果	5 学生支援	6 教育環境
8 財務	9 法令等の遵守	10 社会貢献・地域貢献
		11 國際交流

4：できている 3：まあまあできている 2：あまりできていない 1：できていない

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
H27年度	4.00	3.80	3.83	4.00	3.16	4.00	3.37	3.53	3.06	2.00	2.40
H28年度	3.87	3.60	3.73	4.00	3.10	3.80	3.43	3.13	3.14	1.30	2.00
H29年度	4.00	4.00	3.99	4.00	3.32	4.00	3.67	3.90	3.83	1.60	3.20



III 評価基準項目別取組状況

一 領域1 教育理念・教育目的・教育目標 4.00 一

中項目	小項目	評点
1-1 理念 目的 目標	1-1-1 理念・目的・目標は定められている	4.0
	1-1-2 目標は専門分野に関連する業界などの人材ニーズに適合している	4.0
	1-1-3 理念等の達成に向け特色ある教育活動に取組んでいる	4.0

現行の教育理念・目的・目標

2012年、教育課程変更に乗じて教育理念・教育目的・教育目標も変更した。変更後の教育理念は、妊娠・分娩・産褥期（以下マタニティ期）のケア修得を基盤にしつつも、助産師としてより幅広い視野で助産ケアを捉え、女性の一生涯の健康支援に携わることができる人材育成を目指す文言へと変更した。また、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、「指定規則」とする。）に基づいた「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」（以下「指導ガイドライン」とする）中には、「助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」が示されている。これらの「到達目標及び到達度」と本校の学生の卒業時点での能力と整合性を保った文言とした（表1）。教育目的は5つの視点で表現し、それぞれに教育目標を設定した。

教育目的に関して、現在の学生の状況を踏まえ習得すべき事柄として優先順位の高いものから掲げている。まずは助産師としての倫理性を基盤に女性とのパートナーシップに配慮してケアに携わることができる資質を備えることを最優先に掲げた。次にローリスクの妊娠・分娩・産褥期（以下マタニティ期）のケアの基本は、十分修得できるよう「実践できる」という表現とした。本校は、長年、設置病院である日本赤十字社医療センターと連携を図りつつ、マタニティ期における「自然性」を尊重した教育を実践してきた。2018年3月現在、3000余名の卒業生を輩出しているが、その多くの卒業生がマタニティケア能力に秀でた助産師として社会的評価を得ており、関連業界（周産期医療、母子保健領域等）が求める人材とも合致している。

また、ハイリスクのマタニティケア、女性の一生涯の健康支援（以下リプロダクティブヘルスケア）、助産師としての自律性の獲得及び災害や国際活動等については卒業後、充分な経験を重ねた上で活動に携わることが求められる為、知識レベルとして「理解できる」ことを目指し、文言も「理解できる」と表現した。本校は、赤十字における唯一の助産師学校として平常時のみならず非常時にも活動できる助産師の養成を視野においていることも教育の特徴のひとつである。非常時においては、物資やインフラが不十分となり、助産師の五感を駆使したフィジカルアセスメントや「自然性」を活かした母児へのケアの実践が求められる。しかしながら、卒業時点の能力はまだその域に達していない。よって、非常時の活動の基本を理論的に認識した上で、将来的に継続教育の中で培った能力と統合していくけるよう「考えることができる」と表現した。

これらの教育理念・目的・目標は、本校HPや学生便覧等に掲載し、受験生、在校生等に周知している。

<根拠資料> 本校HP、学校案内、学生便覧、その他

表 1

教育理念	
建学の精神である赤十字の理念を基盤にして社会における助産師の役割を認識するとともに女性とその家族の生涯にわたる健康を支援できる基礎的能力を修得し、広く社会に貢献できる人材育成をめざす。	
教育目的1	生命の尊厳、人権の尊重について助産師としての視点で考え方行動できる姿勢を養う。
卒業時 到達目標	(1)助産師の職業倫理について理解できる (2)女性と家族の健康に関連した倫理的課題について理解を深めることができる。 (3)人権を尊重し、他者とのよりよい関係性構築に努めることができる。
教育目的2	知識と技術を統合し、安全で安楽な助産ケアを提供できる基礎的能力を養う。
卒業時 到達目標	(1)対象者の安全・安楽を優先してケアを実践できる。 (2)正常経過にある妊娠・分娩・産褥期の女性および新生児への健康診査・保健指導を実践できる。 (3)正常から逸脱した妊娠・分娩・産褥期の女性および新生児への医療、ケアについて理解できる。
教育目的3	女性及びその家族に関連する健康上の課題について考え、対応できる基礎的能力を養う。
卒業時 到達目標	(1)女性のライフステージ各期に応じた健康上の課題及びその支援方法を理解できる。 (2)人間の性と生殖に関連した女性およびパートナーの健康上の課題およびその支援方法を理解できる。 (3)女性、家族を取り巻く社会を多角的、分析的に捉え健康上の課題と関連して考えるとともに社会資源を活用した支援方法を理解できる。
教育目的4	助産師の自律について考え、他職種と協働・連携できる基礎的能力を養う。
卒業時 到達目標	(1)助産師および他職種それぞれの業務内容、役割を認識し協働の意義を考えることができる。 (2)分娩機関の違いに応じたそれぞれの助産師の役割、管理方法、他職種、他施設との連携方法を理解できる。 (3)公私にわたり自らその生活を管理し、生涯にわたる自己教育力を習得できる。
教育目的5	赤十字の理念を理解し、基本原則に基づいた助産活動ができる基礎的能力を養う。
卒業時 到達目標	(1)赤十字の歴史、組織活動を理解できる。 (2)赤十字の災害救護活動を理解し災害時の助産師活動について考えることができる。 (3)赤十字の国際活動を理解し国際的視点で助産師活動を考えることができる。

表2 アドミッションポリシー

本校アドミッションポリシー(学生受け入れ方針)
①人との協働を通じて学びあうことができる人
②女性と家族の権利を尊重したケアを実践していきたい人
③助産師としての実践能力の基盤を習得したい人
④助産、リプロダクティブヘルスの実践化として国内外で活躍したい人

一 領域2 学校運営 4.00 一

中項目		小項目		評点
2-2	運営方針	2-2-1	理念・目的・目標等に沿った運営方針を定めている	4.0
2-3	事業計画	2-3-1	理念等を達成する為の事業計画を定めている	4.0
2-4	運営組織	2-4-1	学校運営のための組織を整備し、適切に運営している	4.0
2-5	人事・給与制度	2-5-1	人事・給与に関する制度は整備されている	4.0
2-6	意思決定システム	2-6-1	意思決定システムを整備している	4.0
2-7	情報システム	2-7-1	情報システム化に取組、業務の効率化を図っている	4.0

学校運営全般

学校の運営一連については、主に「日本赤十字社助産師学校規定」（以下、「助産師学校規定」とする）に則り、行っている。助産師学校規定の主な概要は、「学校の設置」、「廃止又は休止」、「学則の制定」、「法令の諸手続きの委任」、「学校組織における職員の配置」、「学校職員の任免区分」、「専任教師等の資格」、「職員の職務」、「学校で開催される各会議（運営会議、教育会議、教師会議等）とその審議内容」、「社長報告を要する事項」等について規定されている。

学校の運営方針等に関しても、赤十字助産師学校規定に基づき開催する「運営会議」において検討される。運営会議の構成員は、校長、副校長、教務主任、事務部長、設置医療施設の日本赤十字社医療センター（以下、設置医療施設）看護部長、その他校長が別途認めた者として学校医、日本赤十字社看護部職員、本校専任教師、本校事務職員、設置医療施設周産期分野部長等で構成される。定期会議は年4回とし、主に各年度の教育計画、事業計画、予算編成・執行、学生募集・入学・就職、学校の施設整備等について審議し、本校の意思決定機関として機能している。臨時に審議が必要な場合は、臨時会議の開催、または稟議書による審議にて決定している。

また、学則など諸規定の制定改廃、職員人事などに関しては、必要時、審議している。同じく「助産師学校規定」に基づき、本校の具体的な教育内容に関しては「教育会議」において運営会議の構成員の他、設置医療施設看護部教育副部長、師長、周産期分野の各病棟師長等を加え、年2回程度開催している。学校の教育計画及び教育に関連した事業計画等は、同じく「助産師学校規定」に則り、事前に「教師会議」で審議し、実際に学生の教育等に関わる専任教師の意見も学校運営に反映されるよう努めている。本校組織編制、各種会議の概要などについては学則にも設定し、学生や保護者にも意思決定システム等の周知に努めている。

その他、職員の給与及び待遇等については、いずれも日本赤十字社により統括される「日本赤十字社職員給与要綱」、「日本赤十字社職員就業規則準則」及び「日本赤十字社医療センター職員就業規則」等に則り、調整しており、職員への周知に努めている。

本校の事業計画を展開するにあたり、教育の質を保ちつついかに健全な学校運営を維持するかということがここ数年の課題となっている。2011年、国際助産師連盟（以下「ICM」とする）は、看護師資格取得後に助産師資格を取得する場合の修業年限の目安を18ヶ月と提言した。この提言を受けてわが国の助産師教育を司る主要機関「全国助産師教育協議会」

(以下、「全助協」とする)においても「助産師基礎教育2年化」のビジョンが提示された。一方、わが国では少子化の影響により、助産師養成機関入学前に周産期領域における母子の基本ケアを充分、経験しないまま入学にいたる学生が増えており、「看護学」から「助产学」へのスムーズな移行が困難となっており、多くの1年の養成課程では十分な教育を達成できない状況が認められるようになっている。本校も毎年、教育理念・目的・目標の達成に最大限の努力を重ねているが、ここ数年はその達成に苦慮しつつあり、本校の将来構想について継続的に審議を重ねざるをえない状況となっている。

2015～2016年度の2年にわたり、日本赤十字社医療事業推進本部看護部（以下、本社看護部）の主催で「赤十字医療施設における助産師確保及び養成に関する検討部会」が、計4回開催され、2017年3月には、「助産師確保及び養成に関する検討部会報告書」が作成された。報告書中には「日本赤十字社における助産師養成のあり方」に関する短期・中期計画中には、「赤十字の助産師養成における本校の役割は大きく、今後も現状を維持するだけでなく、より資質の高い学生獲得を視野におき、魅力ある学校運営」に努めるよう提言された。この文言の背景には、現在、本校の教育及び運営現状が一定レベルを維持できていることが示唆されている。その一方で、長期計画においては、国内外の助産師基礎教育期間が最低18ヶ月を目指す背景には抗えない可能性が高く、赤十字の助産師教育も大学院教育を主体とする2年の教育を視野において展開していくことが提言された。

本校が100周年を迎える前後には、病院主体の医療から地域包括医療に大きく方向転換することが予測され、看護者の勤務場所だけでなく働き方も変化していくと推測される。また、その変化に対応できる看護者の育成をめざして、看護基礎教育の最低修業年限4年制化の検討も開始された。さらに、現在、わが国の助産師教育養成機関は、多様な課程が共存しているが、近年、大学院における助産師教育が開始され。助産師国家試験受験状況からみた大学院数は、10年前（2008年）における3校から現在は36校に増え、助産師養成機関の約20%近くを占めつつあり、ここへきて助産師基礎教育2年化は一層、現実味を帯びてきた。更に2022年には助産師基礎教育も新たな教育課程に変更することが示唆されており、本校が100周年を迎える2022年前後が運営上の大きな転換点となることが推測される。このような背景を踏まえ、より本校が発展的な変革が遂げられるよう中期目標として掲げ直し、引き続き将来構想を検討することとした。（表3、4）

情報システムの整備と課題

情報システムに関しては、設置医療施設とネットワーク接続され、学生、教員が使用可能なIT環境は整えている。講義、研究等に用いる文献検索サイトにもアクセス可能である。しかしながら、本校単独で十分な情報システムを整備し、業務の効率化を図るまでには至っていない。入学希望者、在校生、卒業生がそれぞれに必要な情報を入手することは概ね可能であるが、サイトを通じた諸手続き、モバイルによるアクセスの整備等、より利便性の高いシステムの構築は今後の課題である。また、現在、教職員が手作業で入力している学籍簿、講義・実習出欠席、時間割管理等を一元管理し、業務の効率化に努めていくことも今後、検討ていきたい。

既存のIT、ソーシャルネットワークサービス、情報システム使用時の倫理的配慮への対策及びセキュリティ対策については現在も強化に努めている。今後、これらの一連の対応についてマニュアル化し、組織的な対応方法を周知徹底していくことが必要である。

表3

長期目標		赤十字組織としてより質の高い助産師養成を図るため、本校の運営方針の明確化を図る。
中期目標 (2014-2017)		赤十字組織を主体として活動する助産師養成を図るため、学校運営及び組織体制の再構築、再編成を検討する。
単年度事業方針及び重点目標		
年度	事業方針	単年度重点目標
2017	1. 入学生確保検討 2. 教育内容の充実 3. キャリア教育充実 4. 学生生活支援体制整備 5. 学校運営の充実	1. 1) 広報活動見直し 2. 1) 学習環境整備 2) 教員の能力向上 3. 1) 助産師のキャリアビジョン構築支援 他 4. 1) 奨学金制度再検討 2) ハラスメント対策 5. 1) 認証評価受審準備 2) 同窓会主催 95周年支援・100周年記念行事検討 3) 各種マニュアル整備(ハラスメント、BCP)

表4

中期目標 (2018-2022)		100周年に向け質の高い助産師教育を維持するとともに本校の将来構想を継続的に検討する。
単年度事業方針及び重点目標		
年度	事業方針	単年度重点目標
2018	1. 入学生確保検討 2. 教育内容の充実 3. キャリア教育充実 4. 学生支援体制整備 5. 学校運営の充実	1. 1) 広報活動見直し 2) 入試内容再検討 2. 1) 学習環境整備 2) 教員の能力向上 3. 1) 助産師のキャリアビジョン構築支援 他 4. 1) ハラスメント対策 5. 1) 認証評価受審 2) 100周年記念行事プロジェクト検討 3) 各種マニュアル整備(ハラスメント、BCP)

<根拠資料>

日本赤十字社助産師学校規定、日本赤十字社助産師学校学則、
 日本赤十字社助産師学校学生便覧、「助産師確保及び要請に関する検討部会報告書」
 日本赤十字社職員給与要綱、日本赤十字社職員就業規則準則、
 日本赤十字社医療センター職員就業規則、その他

一領域 3 教育活動 3.99 一

中項目	小項目			評点
3-8	目標設定	3-8-1	理念に沿った教育課程の編成方針・実施方針を定めている	4.0
		3-8-2	教育到達レベルを明確にしている	4.0
3-9	教育方法 評価等	3-9-1	目的・目標に沿った教育課程を編成している	4.0
		3-9-2	教育目的・目標に沿った教育課程を実施している	4.0
		3-9-3	教育課程について、在校生ならびに外部の意思を反映している	4.0
		3-9-4	キャリア教育を実施している	4.0
		3-9-5	授業評価を実施している	4.0
3-10	臨地実習	3-10-1	臨地実習における支援体制はある	4.0
3-11	成績評価 単位認定等	3-11-1	成績評価・終了認定基準を明確化し、適切に運用している	4.0
		3-11-2	学修成果を発表する機会がある	4.0
3-12	資格・免許取得	3-12-1	資格・免許取得の指導体制はある	4.0
3-13	教員・教員組織	3-13-1	資格・要件を備えた教員を確保している	3.8
		3-13-2	教員の組織体制を整備している	4.0
		3-13-3	教員の資質向上への取り組みを行っている	4.0

新教育課程における基本的な考え方

領域 1 で前述したが、2012 年度生以降、新たな教育課程に改定に際し、教育理念・目的・目標も変更し、教育課程の内容と整合性を保てるよう努めた。本校の教育における概念図は図 1 に示す通りである。本校は入学資格を看護師国家資格取得または取得見込みとしており「看護学」の基盤の上に「助産学」を積重ねるという基本概念に立ち教育課程を構成している。この概念は、看護学と並行して実施される教育とは一線を画し、「助産学」の独自性を追究することを意図している。

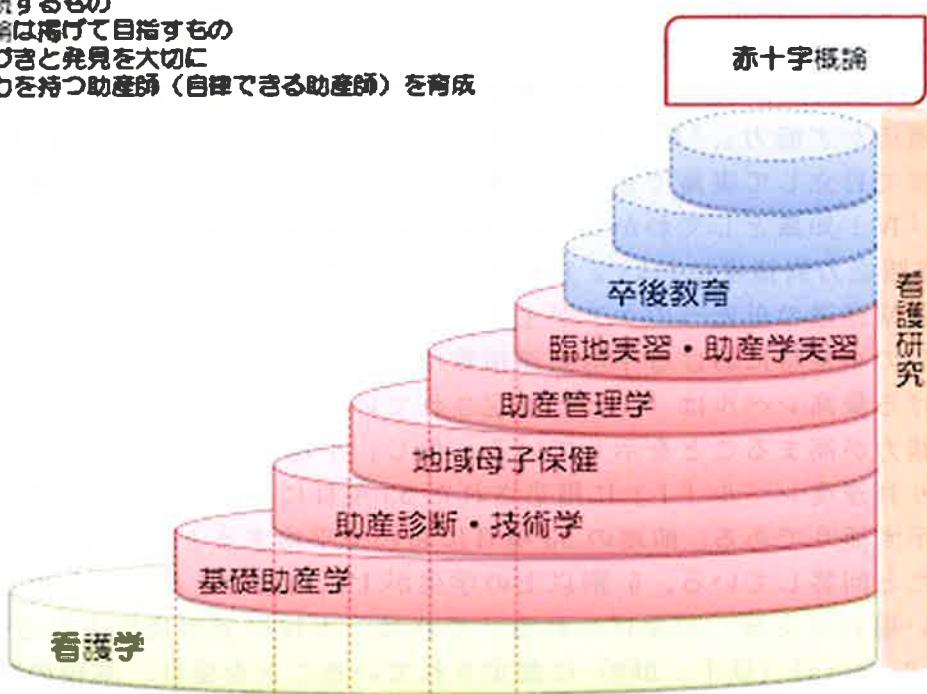
助産学の基礎的能力を的確に修得するため「看護学」から「助産学」に円滑に移行するよう段階的な科目設定とし「基礎助産学」、「助産診断技術学」、「地域母子保健学」「助産管理学」「臨地実習」と徐々に専門性を究められるよう設定している。各科目は、講義、演習、討議及び実習を通じて学生間で互いの気付きや発見を共有し、深化させる機会を持てるよう配慮している。また、「看護研究」を主体に、助産の専門性を追求し、生涯にわたる自己教育力も併せて修得できるよう配慮している。尚、在学中は研究的姿勢の素地を養うことを中心とし、卒業後の助産師活動の中でより発展的に研鑽できるよう支援に努めている。

更にこれらの教科を統括する拠所となる科目は、本校の建学の精神に基づき展開される「赤十字概論」としている。助産師として関わる人々に対し、倫理的視点に加え、人道を主体とする赤十字七原則を基盤に平時のみならず、非常時における国内外での助産活動の礎を形成することを意図している。しかし、実際の救護、救援については、卒業後に携わることとなるため、掲げてめざすものとした。

図1

教育構造図

- ・看護基礎教育、助産基礎教育及び卒後教育と連動し生涯にわたる学習として設定
- ・学習は段階的に積み重ね薄く幾重にも重ね、継やかに確実にステップアップ
- ・研究は継続するもの
- ・赤十字概論は専門的目標をもつもの
- ・学生の気づきと発見を大切に
- ・自己教育力を持つ助産師（自律できる助産師）を育成



教育課程における目標到達度

本校における現行の教育課程内容は「基礎助産学」10単位、「助産診断・技術学」8単位、「地域母子保健」2単位、「助産管理」2単位、「臨地実習」11単位の他、看護研究1単位、赤十字概論1単位、合計35単位、990時間で構成されている。

従来、本校では妊娠・分娩・産褥期（以下マタニティ期）の診断、技術習得に重きを置いてきた。マタニティ期の診断・技術学においては、今後、超音波診断などME機器の取扱いやハイリスクへの対応能力の習得も含め引き続きより強化できるよう設定している。一方、複雑多様化する社会背景の中で生活する女性や家族の生涯にわたる健康支援について、学生として実際に支援に携わる機会は限局されている為、助産診断技術学に関連科目を組み入れ、討議、演習を交えながら、その基本的対応方法をより具体的に学ぶ機会を設定した。また、各科目を学習する上で人々の人権や女性とのパートナーシップという視点を常に念頭におけるよう配慮した。更に、実際、助産師として働くことを想定して展開する「助産管理」、今後、助産師の活動にとってもより身近になる「地域包括ケア」をふまえた「地域母子保健」も講義、討議、演習を踏まえて実習でその実際を体験しつつ目標達成を目指している。

これらの教育課程の編纂に関しては、運営会議において審議し、承認を得ている。更に厚生労働省（現在は東京都）申請前に日本赤十字社事業局看護部看護部長、看護課長、看護係長に指導を受け、最終調整した上で、申請し承認されたものである。

教育到達レベルについて、知識レベルにおいては、講義を受講したのち試験又はレポート

ト提出により科目認定されることで目標を到達している。また、実践レベル（実習）における到達度は、本校独自に作成した実習評価表を主体に到達度を評価している。これら本校独自の評価内容に加え、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」における「助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」（以下、「実践能力到達度」）を学生が自己評価し、更に現状と乖離がないかを教員が確認した上で、卒業時の評価の参考指標としている。この指標の2015～2017年度生、平均値は資料1にそれぞれ示す通りである。「実践能力到達度」は、4領域に大別され、76の小項目において到達すべき段階を示している。主な4領域は、「助産における倫理的課題に対応する能力」、「マタニティケア能力」、「性と生殖のケア能力」、「専門的自立能力」に設定されている。また、到達段階として「I：少しの助言で自立して実施できる」、「II：指導の下で実施できる」、「III：学内演習で実施できる」、「IV：知識としてわかる」に設定され、実践項目の難易度に応じて到達レベルは異なる。実践能力到達度においてIに到達すべき項目は33項目であり、主にマタニティ期における正常経過の母児へのケアが主体となっている。

本校学生の卒業時における平均到達指数は、参考資料に示す通りである。尚、学生の実践力における最高レベルは「I」と設定されている。数値が小さくなるほど到達段階は、学生の実践力が高まることを示している。但し、平均値が1を下回ることはない。厚生労働省により到達度レベル「I」に指定された33項目について、本校学生の達成割合は、参考資料に示す通りである。前述の33項目において平均すると約8割の学生が「I」のレベルに達したと回答している。5割以上の学生がIに到達できなかった項目として「母乳育児できない場合の支援」が挙げられる。これは、本校の実習病院となる設置病院がBaby Friendly Hospital（以下、BFH）に認定されていることを受け、本校の講義、実習も母乳育児を強化していることと関連している。本校の学生は、母乳育児主体にケアを展開する為、「母乳育児できない場合の支援」を経験する機会は極めて少ない。よって、全学生の達成状況が50%を下回ったと判断する。

知識・技術のみならず助産学生として全体的な成長を評価する為に、2014年度生から卒業時に「口頭試問」を試験的に実施している。これは、「継続Aケース」（妊娠期から産後2ヶ月までの受持ち事例）へのケアについて作成したケースレポートを基盤に、継続Aケースとの関わりを「語り」を通じて自己評価し、副学校長と継続Aケース担当教員がポジティブフィードバックを行う機会を持っている。2014年以前は、学生自身が自己の達成度を冷静に自己評価する機会が無く、卒業時の精神的達成感が低い学生が目立つ傾向にあったが、教員によるポジティブフィードバックにより、助産師として就職前の精神的安定につながっていることが伺える。統計的な評価は未実施であるため、今後、有効性を評価していく予定である。

キャリア教育

キャリア教育に関して、「助産師の自律」という観点は、指定規則等にも謳われており、助产学概論及び助産管理の講義において助産師のキャリア・アップについて講義している。殊に、平成27年度、日本看護協会、日本助産師会、日本助産学会、全国助産師教育協議会、日本助産師認証評価機構による助産師関連5団体により、「助産実践能力習熟段階：クリニカルラダー（Clinical Ladder of competencies for Midwifery Practice、以下 CLoCMiP：クロックミップ）レベルⅢの認証制度が開始され、我が国の助産師のキャリア・アップの方向性が明確化された。このような本邦の制度の紹介も含め、助産師として生涯のキャリ

ア・アップのはかり方についても講義の中で伝えている。また、講義以外でも、就職活動の中で個々の背景やキャリアアビジョンに応じた、キャリアデザインの設定についてコンサルテーションしている。

就職説明会は、赤十字の医療施設に限定し開催しているが、年々、本校の学生が就職する施設は、関東近県に限定される傾向にあり、参加施設も固定する傾向にある。また、年々、医療施設の就職試験時期が早まる傾向にあり、就職説明会のあり方（開催方法、開催時期等）を再検討する必要がある。

授業評価

授業評価に関する体制として、従来、講義全般に対する評価を主体とし（図2）、各科目又は講師別の評価は調整段階にあったが、2017年度より各科目の授業評価を実施した。

（図3）但し、従来同様、評価時期は、講師と学生の利害関係が発生しない年度末の実施となった。その理由も従来通り、1科目が複数の講師により構成されるオムニバス形式であり、開講日時も4月～2月に点在して開講していることがあげられる。今後、各講師に対する評価については、年々、講師依頼が困難となっている現状を鑑み、調整に努めることとする。現在のところは、卒業率、国家試験合格率もほぼ100%を維持しているため、教育内容そのものは妥当であるととらえている。今後、在校生、卒業生、外部見識者からの意見も反映されるよう授業評価の体制整備を引き続き検討していきたい。

図2 講義全般に関する学生評価

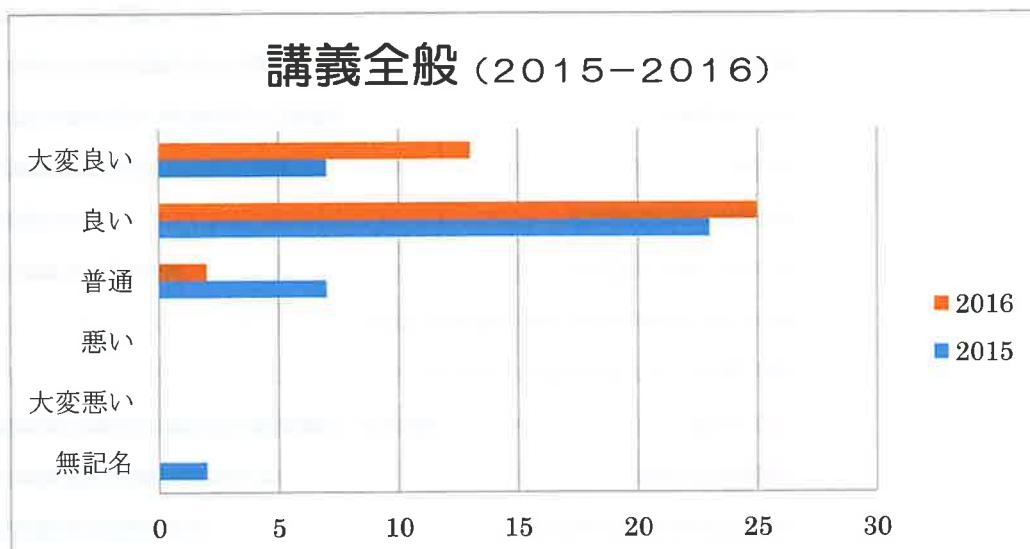
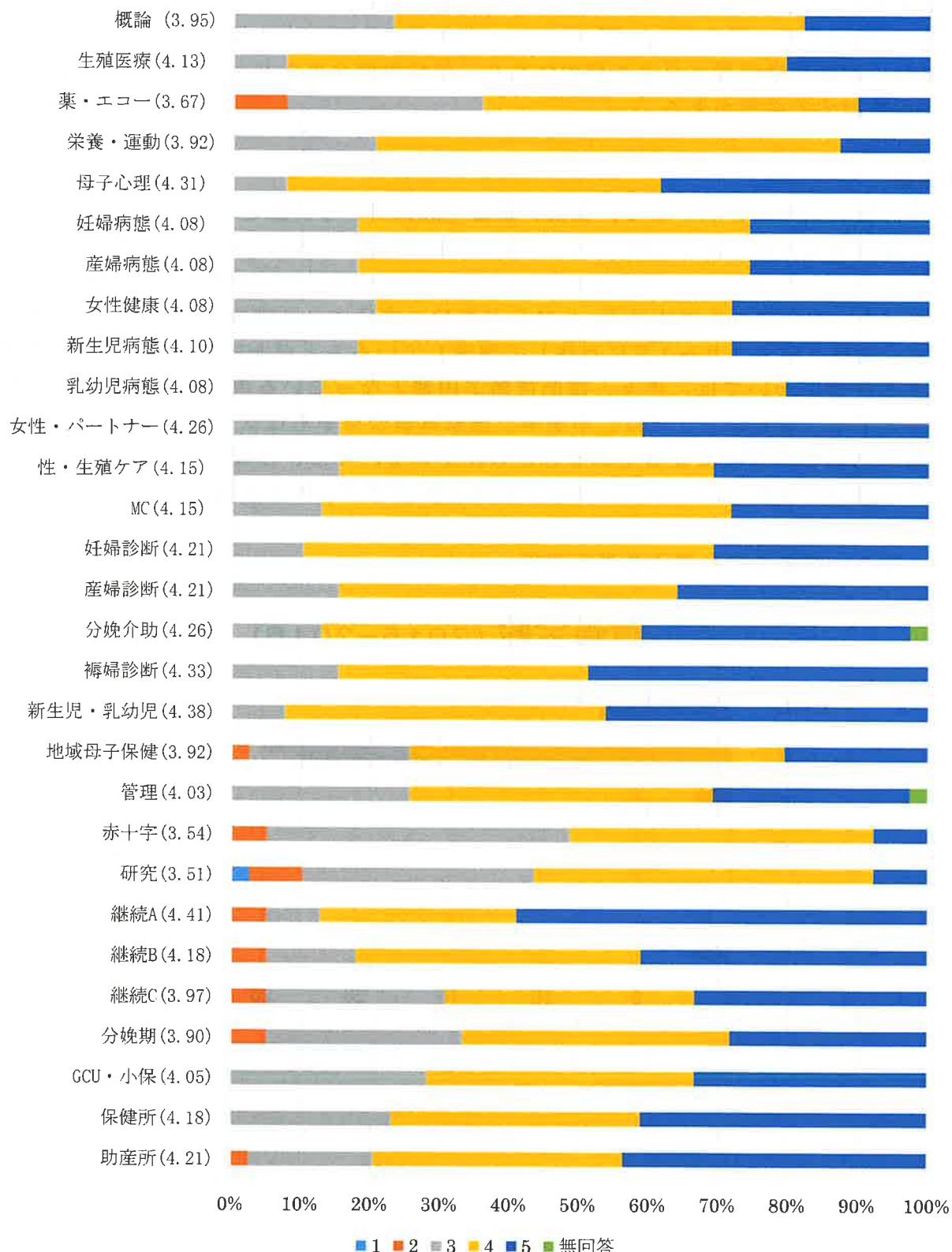


図3 2017年度 講義、実習評価

2017年度生講義・実習評価



臨地実習

臨地実習に際して、実習病院の看護部教育担当者、実習病棟師長又は係長及び各実習病棟の臨床指導者が出席し、年3回程度、臨床指導者会議を開催している。その中で、例年、本校の教育理念、目的、目標をふまえ、具体的な臨地実習内容について相互に共通理解を深めよう努めている。

臨床指導者の育成に関して、実習施設となる設置医療施設等では、所定の臨床指導者研修にスタッフを参加させるよう努めている。数年前より、日本赤十字社幹部看護師研修センターにおいても厚生労働省で認定された「臨床指導者講習会」を開講した。実習施設においても看護係長レベルの方々を主体に、研修受講修了した「臨床指導者」として各病棟に配置可能となっており、臨地実習に際し、より一層、教育的な関わりが保てるようになってきている。

また、教員、臨床指導者、それぞれの役割については、臨床指導者会議の中で共通理解を努めている。実習中においても学生の学びが深まるよう適宜、調整に努めているが、より具体的に役割を明確化することが継続的な課題となっている。前期・後期実習それぞれの終了時点においては、指導者へのアンケートを実施し、具体的な実習体制の調整に努めている。また、学生からも授業評価と同様、卒業時にアンケートを実施している。年度により評価にバラつきがあるが、可能な範囲でフィードバックに努めている（図3、4）。

図4 実習体制に関する学生評価

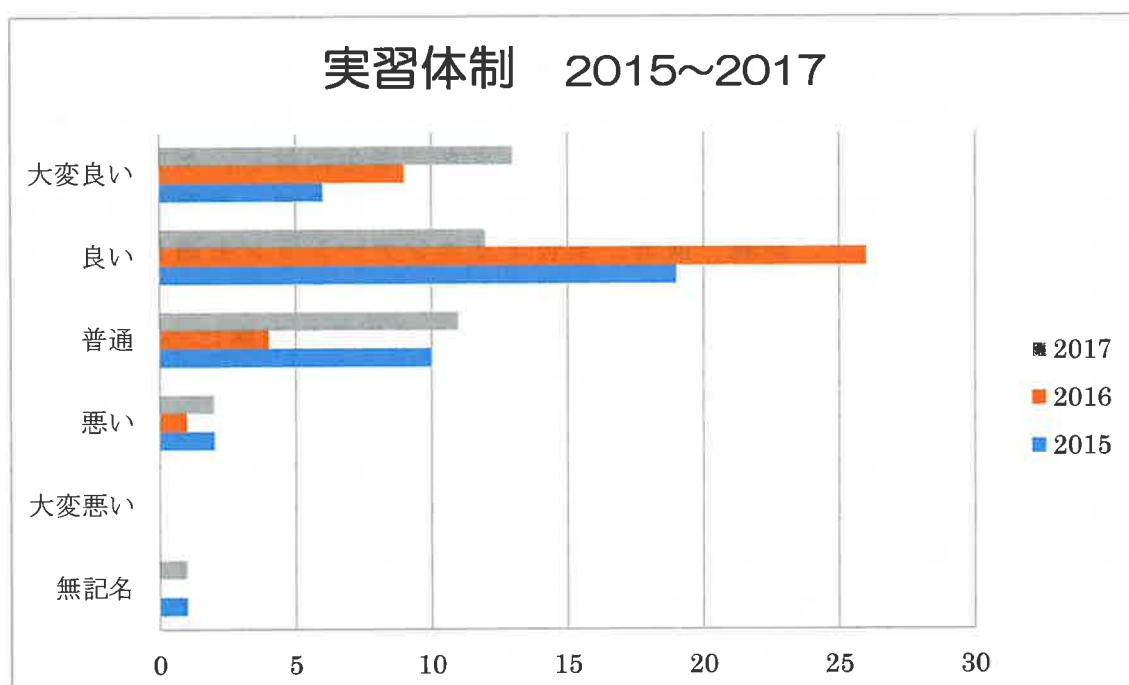
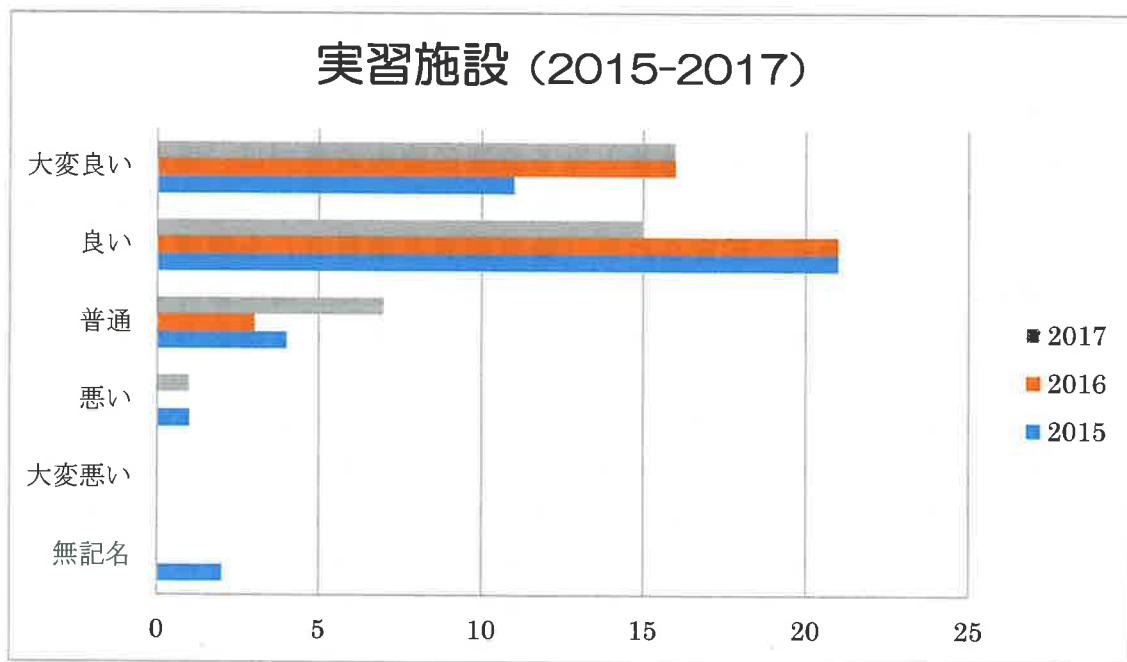


図5 実習施設に関する学生評価



臨地実習において受持ち事例となる対象者の権利を尊重するために、受持ちに際して口頭及び文書による説明を行い、同意を得ているが、同意書への記入は各実習施設の方針に委ねている。今後、引き続き検討を図りたい。また、学生に対し、ケア対象者の権利の尊重という観点から、助産師としての基本的姿勢、個人情報保護、実習記録の取扱い等、入学時オリエンテーション、講義、演習、実習オリエンテーションを通じて指導を重ねている。殊に、近年、看護系の学生においても課題となっているソーシャルネットワークサービス(以下SNS)における個人情報保護等、SNS使用上の倫理的配慮については、学生便覧、実習要項に内規として明文化し、前期・後期実習オリエンテーション等、機会を捉え、繰り返し指導を重ねている。

学生に対する安全教育、安全対策について、講義、演習、実習オリエンテーションにおいて発生しやすい事例及び予防法。発生時の対応方法について事前に指導を実施している。実習要項には、事故対策及び発生時の報告ルート、発生後の対応を明文化している。ケアは教員又はスタッフの指導下での実施に努めているが、インシデント、アクシデント発生時には、担当教員と経過を振り返り、副校长により担当教員ヒヤリング、学生ヒヤリング、今後の対策、看護部等へ経過報告し、その後の対応について指示を得、安全対策及び事故発生時の報告体制は整備している。発生事例件数としては少なく、昨年度は0件だった。

成績評価、単位認定

成績評価、単位認定に関して、それぞれ看護師等養成所指定規則、本校学則に基づき実施している。目標等の達成度の項でも述べたが、講義における科目認定は試験又はレポートにて所定の出席時間を満たし、所定の点数に到達していれば、科目認定される。また、実習に関しても所定の出席時間を満たし、シラバス及び実習要項に指示された実習内容を実施し、一連の実習記録を確実に記載し、提出することで科目認定される。実習等に関しては、前期実習時の成果について事例を通してポスター発表により発表している。また、後期実習では継続ケースとの関わりを事例研究としてまとめ、口頭試問の中で学生個々がその学びを「語り」として表現できる機会を設定している。これらの事例研究等も講義又は実習認定評価の一環としている。また、助産管理実習及び、地域母子保健実習については、グループ別に多様な実習施設で実習している為、それぞれの実習施設における学びを相互に深められるよう、助産所、保健所、乳児院それぞれに報告会を実施している。

科目認定に対する異議申立てについて、従来、口頭のみであった為、今後、文書により申立てできるよう体制整備に努めたい。

資格・免許取得の指導体制

助産師国家試験に関しては、日々の講義、実習での学びを主体に展開している。現在、様々な学校でも実施している業者による模擬試験は、本校でも定期的に受験している。また、国家試験直前においては、希望する学生に対し、科目別に補習を実施している。現在のところ、助産師国家試験の合格率はほぼ100%を保ち、全国平均を上回ることができていい。不合格者について、本校入学前に看護師国家資格を取得している為、看護師として勤務する場合が多く、勤務状況に応じて本人と連絡を取り、受験に対するフォローアップ体制は整備している。

また、その他の資格として「受胎調節実地指導員」、また、2015年度より「新生児蘇生法B(一次)コース」に変えて「新生児蘇生法A(専門)コース」の取得が可能となっている。

教員・教員組織

本校の教員採用については、指定規則及び赤十字助産師学校規定に則り、所定の資格を備えた者を所定の人数、確保できている。現在、学校内に常駐する教員は、副校长1名、教務主任1名、専任教師3名により運営している。指定規則の資格には該当するものの赤十字助産師学校規定により、「日本赤十字社幹部看護師研修センターにおいて赤十字に関する所定の課程を修了しているものであること」とあるが、この要件を満たせない状況で本校教員として採用または異動してくる場合が多い。法令上の問題はないが、本校異動後の教員を、2016年1名、2017年1名、日本赤十字社幹部看護師研修センターにおいて「赤十字科目I・II」の受講を修了し、赤十字助産師学校規定に基づく要件も満たすことができた。教員の養成計画・配置計画は母体病院と協働で調整しているが、指定規則及び赤十字助産師学校規定の両要件を満たす人材の育成には、課題が残る。今後の本校の将来構想にもよるが、より計画的な人材育成に努めたい。

本校は、助産師課程のみであり、各教員が助産師として高い専門性を有している。教員個々の自己研鑽に対する意識は高く、進学又は研究、研修等適宜、自己研鑽に努め、

それらを日々の教育活動に還元している。専門職能団体に加入するとともに助産関連及び赤十字関連を主体とする学会員として登録・活動し、最新の知識の更新にも努めている。2015年度は全教員 CLoCMiP レベルⅢを受審し、12月に「アドバンス助産師」として登録することができた。2016年、教員の人事異動が行われたが新任の教員も「アドバンス助産師」に登録されている。個々のキャリア・アップは、自己研鑽の範疇で行われており、組織としてのバックアップに乏しいことが課題である。今後、組織としての計画的な研修派遣、研究費など予算の確保に努めていきたい。

また、学校及び同窓会主催の大規模な行事は教員が支援、企画する為、自ずと研究業績等は低迷することも課題である。2017年度に本校同窓会主催で実施した95周年記念行事に際し、95周年記念誌を教員協力のもと編纂した。本校の歴史編纂も大切な業務と捉え、100周年に向けて研究的に取組むことを検討している。

<根拠資料>

看護師等養成所指定規則、看護師等養成所運営に関する指導ガイドライン、
日本赤十字社助産師学校規定、日本赤十字社助産師学校学則・細則
日本赤十字社助産師学校学生便覧、日本赤十字社助産師学校実習要項
各種会議提出資料 議事録

一 領域4 学修成果 4.00 一

中項目		小項目			評点
4-14	就職率	4-14	就職率の向上が図られている		4.0
	資格・免許取得率	4-15	資格・免許の取得率の向上が図られている		4.0
	卒業生の社会的評価	4-16	卒業生の社会的評価を把握している		4.0

就職率

本校は、アドミッションポリシーに掲げるとおり、本校卒業後は、助産師として就職することを推進している為、学生のほぼ100%は、医療施設に就職している。未就職者は、妊娠など体調の都合によるものである。また、助産師国家試験に不合格した者は、一旦、看護師として採用され、助産師国家試験合格後、同じ病院で助産師として引き継ぎ、勤務している。本校は赤十字が設置主体となる学校である為、例年、赤十字医療施設就職説明会を開催し、赤十字医療施設就職の機会も設定している。推薦入学試験で入学した学生は、赤十字医療施設に主に就職する傾向にある。一般入学試験入学の学生も、本校での学びを卒業後も活かせる施設として自らの意思で赤十字医療施設への就職を決定する傾向にある。ここ数年の赤十字医療施設への就職は、表5に示すとおり全体の6割程度を占めている。また、設置医療施設である日赤医療センターには例年、1-2割程度の学生が就職している。設置医療施設との間に、就職者数に関する取決めはないが、概ね2割を目安に就職への働きかけを試みている。

表5 本校就職状況推移

	’09	’10	’11	’12	’13	’14	’15	’16	’17	’18
赤十字(人)	22	23	27	22	22	29	27	25	26	26
他病院(人)	17	16	12	17	16	11	13	14	14	13
合計(人)	39	39	39	39	38	40	40	39	40	39
就職率(%)	100	97.5	97.5	100	100	100	100	100	100	100
設置病院(人)	2	6	8	1	9	9	6	8	8	9
赤十字 就職率(%)	56.4	59.0	69.2	56.4	57.9	72.5	67.5	64.1	65.0	66.7

資格・免許の取得率

資格免許の取得に関しては、領域3にて前述した通りである。助産師国家試験の合格率の推移を表6に示す。

表6 国家試験合格率推移

入学年度 合格率	’08	’09	’10	’11	’12	’13	’14	’15	’16	’17
本校 (%)	100.0	95.0	97.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
全国 (%)	99.9	83.1	97.5	96.0	98.1	96.9	99.9	99.8	93.0	98.7

2011年以降、本校の国家試験合格率は、100%を保っており、概ね、助産師として採用されている。

その他、以下の資格を取得可能である。

受胎調節実地指導員：所定の単位取得及び助産師国家試験合格

新生児蘇生法専門（A）コース：所定の単位取得

卒業生の社会的評価

本校は、2018年3月までに3041名が卒業している。その多くは、助産師として活動している。近年の卒業生の動向は、就職説明会、ホームカミングディ、同窓会等を通じて把握に努めているが、正規に調査は実施していない。同窓会先輩諸姉は、助産師として実践活動に携わり、病院等医施設の指導者、開業、教育機関における教員、国際活動など多岐にわたる活動を展開してきた。

ここ数年の動向として助産師として就職後、概ね5年前後が経過すると卒業後、初めての就職先から移動する者が目立つ。結婚・出産等のライフイベントを機に離職又は再就職、大学院等への進学、自身の出産・育児経験を活かし地域で育児支援展開等、様々な活動が認められる。しかしながら、近年、看護職においても「ライフ・ワークバランス」の大切さが謳われており、出産・育児を経験し、同じ施設又は再就職した施設で勤務を継続し、指導者や、管理者に昇格する者もいる。

総体的に本校の卒業生は、助産師として就労後、幾多のキャリア・アップを経て、社会的にも高い評価を得ている。

<根拠資料>

本校HP、就職説明会資料、学校説明会、新入生オリエンテーション資料、
本校同窓会会誌、本校同窓会名簿 その他

一 領域 5 学生支援 3.32 一

中項目	小項目			評点
5-17 就職等進路	5-17-1	就職等進路に関する支援組織体制を整備している		4.0
	5-17-2	インターンシップ、海外研修等、充分な教育体制を整備している		2.6
5-18 休学・退学への対応	5-18	休学・退学率の低減が図られている		4.0
5-19 学生相談	5-19	学生相談に関する体制は整備されている		2.8
5-20 学生生活	5-20-1	学生の経済的側面に対する支援体制を整備している		4.0
	5-20-2	学生の健康管理を行う体制を整備している		4.0
	5-20-4	自治会活動などに対する支援体制を整備している		1.6
5-21 保護者との連携	5-21-1	保護者との連携体制を構築している		2.2
5-22 卒業生・社会人	5-22-1	卒業生への支援体制を整備している		4.0
	5-22-2	社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備している		4.0

就職等進路

就職等進路に関する支援体制として入学時を皮切りに、副校长長、専任教員が分担し、定期的な面接を実施している。また、面接以外にも学生からの相談があれば、適宜、応じている。また、前述したキャリア教育の一環としてオリエンテーション、講義の中でも説明し、適切な就職場所の選択に関して検討する機会を持っている。

例年、赤十字医療施設に対する就職説明会は開催しているが、その他の施設については実施していない。但し、赤十字以外の就職状況の就職案内・要項等を随時、学生が見易い場所に掲示し、相談があれば適宜対応している。全学生が看護師資格を有しており、就職活動については、既に多くの学生が経験している為、履歴書等の記入、面接の受け方等については、要望に応じた支援としている。インターンシップ、海外研修等は、学校として支援する体制はないが、適宜、希望する学生が自己の時間で自主参加している。助産師のインターンシップは概ね、シャドウイングを主体としている為、実際にケアする機会は限定され事故発生の可能性も低いと推測される。よって、参加予定者には保険等への加入を勧奨する等の対応にとどめている。

休学・退学への対応

本校は、助産師資格取得及び助産師としての活動を目指して入学する者が多く、目的達成の為のモチベーションも高い傾向にある。また、ここ数年は、年2回実施する入学前の学校説明会においても、学校の教育概要、学生生活について丁寧な説明に努めており、過密なスケジュールながらも多様な経験が可能であるということを理解して、受験・入学するケースが増えている。入学後も、定期的な面接を実施し、モチベーションの維持に努め

ている。わずかながら、健康上の理由により、退学に到る場合があるが、本人又は保護者との充分な話し合いのもと、結論を出すように努めている。本校の卒業率の推移は表7に示すとおりである。

表7 本校 卒業率推移

入学年度 学生数	‘08	’09	’10	’11	’12	’13	’14	’15	’16	’17	’18
4月学生数(人)	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
3月学生数(人)	38	39	40	40	39	38	40	40	39	40	39
退学・休学数(人)	2	1	0	0	1	2	0	0	1	0	1
卒業率(%)	95.0	97.5	100	100	97.5	95.0	100	100	97.5	100	97.5

学生相談

本校は、小規模校であるため学生の主たる相談者は教員が務めており、面談を定期的に実施している。入学時は副校长面接、その後は各専任教員が担当し原則的に年3回（5月、9月、1月）面接している。専任教員による面接は、目標管理面接であり、主に学生が立てた目標の達成状況を確認し、今後の示唆を与えるものである。しかし、この面接を利用し、学習上、生活上の不安、悩みの解消にも努めている。また、卒業時にも副校长、専任教員1名で口頭試間に附隨して面接を実施している。

学校として専門のカウンセラーは配置していない。健康上の理由、殊に精神面における専門家の介入が必要な場合は、学校医を通じてカウンセラーや専門医に紹介するシステムは導入しているものの、近年、このシステムを利用する学生は少ない状況にある。今後、科目認定等の評価等に関わらない人物を学生の相談窓口として配置できるよう整備を進めていく必要がある。

学生生活

学生への経済的側面に対する主たる対応は以下の通りである。学費は、前期・後期に分け、分納しているが、在学生の約半数が何らかの奨学金制度を活用している。本校は、2009年に各種学校から専修学校へ昇格したことにより、「学生支援機構」からの奨学金受給が可能となった。返済義務を伴うものの状況に応じて1人あたり複数口申請できるため、例年、1-2割の学生が利用ではあるが、学生にとっては福音となっている。その他、各都道府県等自治体、赤十字医療施設、その他医療施設、赤十字看護師同方会看護師等学生修学資金、有馬育英会奨学金などの奨学金制度を利用しておらず、可能な限り、情報提供しているが、都道府県、医療施設等の奨学金については、学生が入学前後に個々に応募し、契約するケースもある。また、国の教育ローンなどを活用する学生もいる。更に2016年度から社会人経験があり雇用保険加入歴のある学生に対し、教育訓練給付金制度を整備した。該当者は約2-3割であるが、ほぼ全員、活用している（表8）。

表8 奨学金等受給状況

年*	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17
赤十字医療施設	3	7	8	5	9	1	4	4	5
他医療施設	3	2	3	6	6	3	3	4	4
都道府県	1	5	1	1	1	1	1	1	1
市町村	1	1	1	0	1	0	1	1	1
学生支援機構	制度なし		4	6	6	6	13	4	5
赤十字同方会	制度なし		1	1	1	1	1	1	1
有馬育英会	1	1	制度休止			1	1	1	1
その他	0	0	0	0	1	0	1	0	0
* 教育訓練給付金	制度なし						9	10	

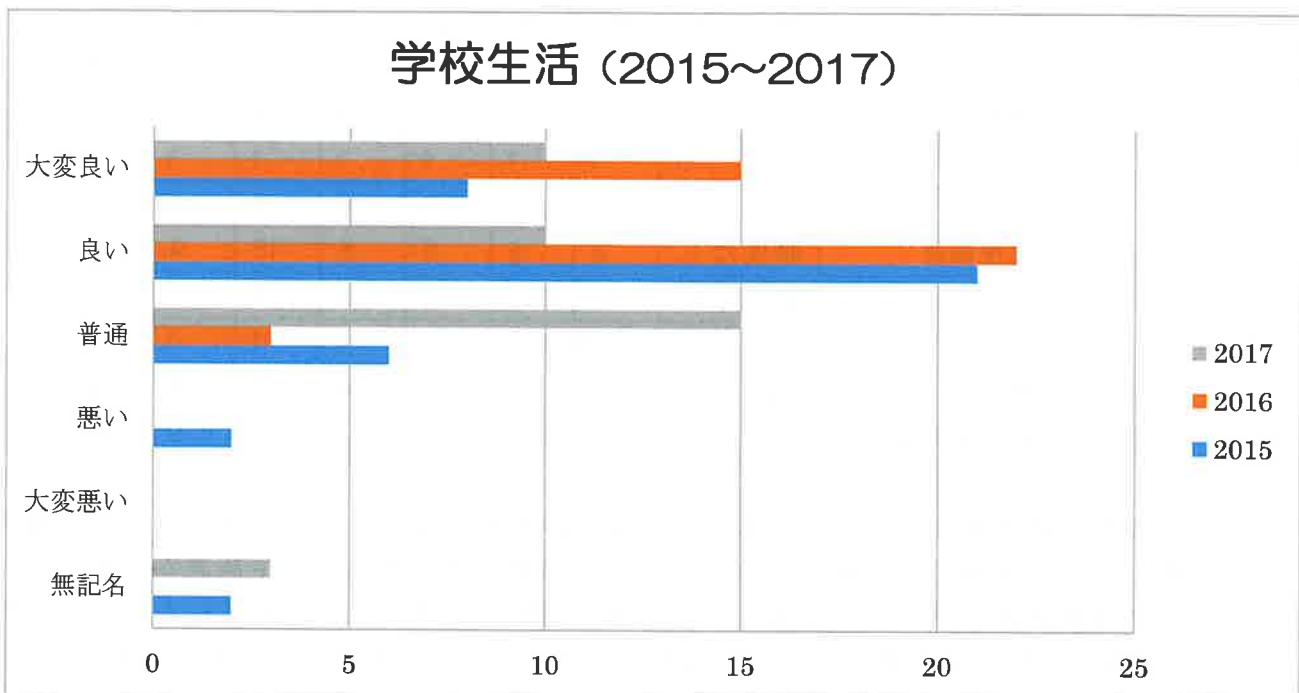
また、健康面に対しては、入学時に健康診断を実施し、その状況に応じて学校医と連携しながら健康面の支援に努めている。保健担当者を教員、学生両者から選定し、月ごとに健康課題をシートに記入し、健康面の問題の早期発見に努めている。また、保健室も整備し、緊急時の症状に対応できるよう努めている。症状が長期化する場合、または、在学途上で、発生した健康上の問題については学校医を窓口に設置医療施設の診療科を受診するシステムは整備している。近年、学業に大きな支障をきたす症状を呈する学生は少なく、利用者も少ない。比較的症状の軽い感冒等の突発的な受診に関しては、学生個々に近医を受診し、対応している。

学生寮について、2007年、新校舎に移転すると同時に、広尾キャンパス内に学生寮の機能はなくなった。遠方の学生は、個々に、近隣の部屋を借りる場合が多い。公共交通機関にて遠方より通学する学生もいるが、実習期間中のみ近隣のウィークリーマンションに入居する学生もいる。

その他、本校は1年の就学期間であり、看護師資格取得後に入学し、全員成人に達していることもあり、学生自治会及び保護者会は設置していない。クラス委員2名が当該学年を統括する体制はとっている。また、保護者には緊急時の連絡としている。今後、保護者会の設置については検討していく予定とする。

更に卒業生に対しての支援は、同窓会への入会を促進するとともに卒後1年目にはホームカミングディを開催し、新たな職場での勤務状況や学校として支援の有無を確認する機会を有している。また、希望者には事前連絡により、実習室及び図書室の利用も可能である。一旦、職場を離職し再就職の相談を希望する卒業生には、在校生同様、就職相談を実施し、サポートに努めている。本校は、看護師資格取得後の入学となるため、社会人の入学に関して特段のサポート体制は設けていない。看護教育機関に在籍中の学生と同様、入試にも格差はなく、推薦入試、一般入試双方に応募可能で試験内容も変わらない。前述したように、経済的支援については2015年度に教育訓練給付金制度を整備し、2016度生より適用されている。

図 6 学校生活に関する学生評価



2015～2017 年度生の学生生活全般に関する卒業時のアンケート結果は図 6 に示す通りであるが、2015 及び 2016 年度生は、学生生活をポジティブに捉えているが、2017 年度生は「大変悪い」「悪い」のネガティブ評価はないものの「大変良い」「良い」は減少し「普通」と回答する割合が高かった。学生へのヒヤリング結果もふまえると、「相談しやすい環境」へのニーズが把握された。今後、学校内部でのサポート体制の整備のみならず外部への相談窓口の整備も検討することが喫緊の課題である。

<根拠資料>

学校説明会資料、新入生オリエンテーション資料、学生便覧、その他

一領域 6 教育環境 4.00-

中項目		小項目		評点
6-23	施設・設備等	6-23	教育上の必要性に充分対応した施設・設備・教育用具等を整備している	4.0
6-24	防災安全管 理	6-24-1	防災に対する組織体制を整備し、適切に運用している	4.0
		6-24-2	学内における安全管理体制を整備し適切に運用している	4.0

施設・設備等

本校の建物は、2007年に日本赤十字看護大学館内6階に設置され、10年以上が経過しようとしているが、現在のところ、使用に関して問題はない。看護大学と調整をはかりながら、定期的なメンテナンスに努めていくことが課題である。また、設備についても学生の教育活動、学生生活全般が円滑に営めるよう整備に努めている。指定規則に定められた教材等もほぼ、整備されており、これらも定期的なメンテナンス、買替えを計画的にとり進めていく予定である。

防災・安全管理

防災に対する組織体制は、学校内で整備し、入学時オリエンテーションにおいて具体的に説明し、避難訓練及び緊急時の災害伝言板使用訓練、不審者侵入時の対応等について、本校独自で実施している。教職員間で役割を分担するとともに、防災委員を教員、学生双方から決定し、適宜、活動に努めている。修業年限1年である為、学生の非常食、飲料水の備蓄等、消費される物に関しては、各学年完結型とし、入学時、学年全体で購入したものを学校内で保管し、卒業時にそれぞれ分配する体制をとっている。教職員も、適宜、購入した非常食を学校内に保管している。その他、ヘルメット、毛布、簡易トイレは、学生及び教職員全員が使用できるよう整備している。防災、安全管理に関するマニュアルも整備し、適宜、更新するとともに学生用の冊子を配布し、内容が周知徹底されるよう努めている。後期実習では、外部実習が多いため、外部実習時に被災した際の行動のとり方についても今後、検討し、周知していく必要がある。年度途中に大学との協働による避難訓練も実施しているが、現在、レクロス広尾の敷地内に存在する組織間でも防災対策をとり進めており、各組織と連携・協働が図れるよう調整していく予定としている。

また、今後、本校のBCPに関しても検討し、その計画の一環として災害発生時の、学生の履修及びボランティアに関する具体的な取り決めについても検討予定である。

<根拠資料>

日本赤十字社助産師学校危機管理マニュアル、学生便覧、その他

— 領域7 学生募集・受入れ 3.67 —

中項目		小項目		評点
7-25	学生募集活動	7-25-1	高等学校等接続する教育機関に対する情報提供に取組んでいる	2.2
		7-25-2	学生募集活動を適切かつ効果的に行ってている	4.0
7-26	入学選考	7-26-1	入学選考基準を明確にし、適切に運用している	4.0
		7-26-2	入学選考に関する実態を把握し、授業改善等に活用している	4.0
7-27	学納金	7-27-1	経費内容に対応し、学納金を算定している	3.8
		7-27-2	入学辞退者に対し授業料等について適正な取り扱いを行っている	4.0

学生募集活動

本校は、看護師資格取得後の入学を前提としているが、看護師教育機関は全国規模と広範囲に及ぶ為、これらの教育機関に対する直接的な発信は実施していない。本校HP等に学校説明会、入試情報などを掲載し、受験希望者が個々に情報を得られるようにしている。また、本校は、看護師資格取得後にさらに助産師資格を取得する為、講義、実習の内容はより専門的であり、目的意識を明確にして入学することを推進している。受験生が入学前に本校の具体的な学校生活をイメージでき、入学後に現実との乖離がおこらないよう、年2回の学校説明会で本校の教育内容を詳細に伝える場を設定している。ここ数年は、入学者のほぼ全員が学校説明会への参加経験があり、本校の教育内容を理解した上で、日々の講義、実習に臨んでいる。

入学選考

入学選考に関しては、本校の入学試験要項、入学試験実施要領に基づき、適正に実施している。ここ数年、倍率は減少傾向にあったが、2018年度生の受験については、若干、前年度を上回った。(表9) この要因としては、本社看護部と連携し、HPに本校紹介記事を掲載した影響もあると分析している。

近年、辞退者の割合も減少しており、前述したように本校の教育内容を理解した上で本校を受験する傾向にあることが伺える。また、近年は看護師養成機関の大学化が進み、大学卒の受験生は大学院、大学専攻科・別科（以下「大学院等」とする）を選択する傾向にある。大学院等の入学試験は、本校入試の1-2ヶ月前に実施され、合格すれば大学院等へ入学を選択する者が多いと推測される。今後は、この傾向が徐々に進むことも予測されるため、1年の修業課程のメリットも伝えながら学生の募集活動を展開していきたい。

表9 本校入学試験応募・受験者推移

入学年度 応募/受験数	’08	’09	’10	’11	’12	’13	’14	’15	’16	’17	’18
一般応募	279	240	186	192	158	162	94	113	114	116	117
推薦応募	25	18	18	9	32	54	35	44	36	36	50
応募合計	304	258	204	201	190	216	129	157	150	152	167
一般受験	270	228	173	183	150	151	90	110	146	111	108
推薦受験	25	18	18	9	32	48	33	44	36	35	50
受験合計	295	246	191	192	182	199	123	154	150	146	158

学納金

現行の学納金については、本校において貸費生制度を廃止して以来、赤字決算に至らない収支状況を見込み設定された。設定当初は、入学金 210,000 円、学納金 500,000 円、施設整備費 600,000 円は、赤十字の学校としては高額であった。しかしながら、近年は、東京都近県の私立系助産師養成機関は、本校を上回る金額を学費として設定しており、本校は、比較的、学費の安い学校と捉えられる方向に変化している。現在、本校は東京都看護師養成所運営補助金を毎年、申請しており、この補助金により施設、備品等を整備し、設置医療施設の財政にも負担をかけない運営が可能となっている。しかしながら、今後、補助金に頼らない運営を視野に置き、学納金の設定の検討を図る予定である。

<根拠資料>

日本赤十字社助産師学校学則準則　　日本赤十字社助産師学校学則　本校 HP
学生便覧　本校学校案内　　その他

— 領域 8 財務 3.90 —

中項目	小項目		評点
8-28 財務基盤	8-28-1	学校運営の中長期的な財務基盤は安定している	4.0
	8-28-2	学校運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っている	4.0
8-29 予算・収支計画	8-29-1	教育目標との整合性を図り、単年度予算、中期計画を策定している	4.0
	8-29-2	予算及び計画に基づき適正に執行管理を行っている	4.0
8-30 監査	8-30	財務について適切に会計監査を実施している	4.0
8-31 財務情報の公開	8-31	財務情報公開体制を整備し、適切に運用している	3.4

財務

本校の財務基盤について、本校の入学定員が確保され、東京都の補助金が継続されれば、安定した財務基盤は維持できることが推測される。今後、補助金に依存しない財務基盤を築くとすれば、学納金等の値上げを検討していくことが必要である。今後の本校の将来構想の取り組みと併せて検討すべき事項と捉える。

予算・収支計画については教育目標の整合性を図りながら、単年度ごとの予算を計上し、適正に執行管理している。例年、設置医療施設の会計監査に準じて本校の会計監査を実施し、適正な執行管理であることが認められている。しかしながら、中長期的な予算計画は、充分な検討が図られていない為、本校の将来構想の検討と併せて中・長期的な予算計画の策定について検討が必要である。

また、財務基盤等の情報公開については調整中であるが、必要時、学生・保護者等に對して明確な説明ができるよう努めている。今後、情報公開については検討を重ねたい。

<根拠資料>

本校運営会議資料（本校貸借対照表）、東京都看護師等養成所運営補助金申請資料、その他

一 領域9 法令等の遵守 3.83 一

中項目		小項目		評点
9-32	関係法令等の遵守	9-32	法令、専修学校設置基準などを遵守し、適正な学校運営を行っている	3.8
9-33	個人情報保護	9-33-1	学校が保有する個人情報保護に関する対策を実施している	4.0
9-34	学校評価	9-34-1	自己評価の実施と問題点の改善に努めている	4.0
		9-34-2	自己評価結果を公開している	4.0
		9-34-3	学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行っている	3.6
		9-34-4	学校関係者評価を公表している	3.4
9-35	教育情報公開	9-35	教育情報に関する情報公開を積極的に行っている	4.0

関係法令遵守等

保健師助産師看護師法、看護師等養成所指定規則、学校教育法、専修学校設置基準等の法令等は遵守している。また、学校運営については赤十字社助産師学校規定に基づいて運営している。しかしながら、各種ハラスメント対策、コンプライアンス相談窓口の設置、学生のみならず教職員へのコンプライアンス研修等は、充分とは言えない状況である為、今後、検討が必要である。ハラスメント対策に関しては、2018年度より規定を設け、試験的に運用している。年度末に評価し、調整を図ることとする。また、個人情報保護についても学生の実習記録等の管理については、文書化しているが、教職員の管理については明文化されていないため、今後、整備に努める必要がある。

学校評価と情報公開

本校では、HPを通じて教育等の情報公開に努めてきた。また、2010年、初めて本校の自己点検・自己評価報告書を作成し、本校HPに公開した。さらに2014年度には、日本赤十字社（旧）事業局看護部（以下「本社看護部」とする）より新たに11領域（中項目38、小項目64）に及ぶ新指標から構成された『赤十字看護専門学校における学校評価ガイドライン』が提示された。本社看護部は、赤十字看護系専修学校に向けて同ガイドラインに基づき自己点検自己評価の実施を促進した。本校も同ガイドラインの新たな指標に基づき2015年度の本校の概況に関して自己点検自己評価し、報告書をHPに公開した。

更に、学校関係者評価の実施も推進されているが、本校は、専修学校としては小規模であり、助産師教育に特化して運営されているため、学校関係者評価の体制整備が進まない状況にある。しかしながら、助産師教育の内容としては一定水準を維持しているため、「助産師教育」の視点で実施されている日本助産評価機構が行う第三者評価を2018年度に受審予定であり、受審に先がけて2年ぶりに自己点検事故報告書を作成し、公表に到った。

<根拠資料>

看護師等養成所指定規則、日本赤十字社助産師学校規定、HP、学校案内、

自己点検・自己評価報告書（2010年度版、2015年度版）

一 領域 10　社会貢献・地域貢献 1.60 一

中項目	小項目			評点
10-36　社会貢献・地域貢献	10-36	学校の教育資源、施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っている		2.2
10-37　ボランティア活動	10-37	ボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っている		1.0

社会貢献・地域貢献

本校で実施可能な社会貢献・地域貢献は、学生の教育活動を通じた貢献に限られるが、これらの活動は、担当教員が活動をバックアップしており、微力ながら母子の異常の早期発見、早期予防又は育児支援につながっていると捉えている。

本校の教育課程に編成されている「集団教育技法」では、教員の指導の下、設置医療施設の正常経過にある妊婦及びその家族に対し、母親学級を開催し、概ね良好な評価を得ている。例年、9月に3回、3月に1回を目途に開催している。学年を4グループに大別し、専任教員指導の下、各グループで企画・運営している。募集は、1グループ10組までとし、4回を通じて同じグループに参加することを基本としている為、参加メンバー同士の連携が深まり、出産後も母親の自主運営による育児グループに発展するケースも認められた。近年、夫の参加希望が増加しており、平日開催より、週末開催に参加希望が高まる傾向にある為、本校でも2016年度から4回開催中1回を週末開催とした。近年、勤労妊婦の増加に伴い、平日参加が困難となっているため、参加数は減少傾向にある。しかしながら、参加者からはポジティブな評価を得ている。

また、「臨地実習」における「継続ケース実習」では妊娠から分娩、産後を通じてまたは、分娩介助後、産後まで計3組の正常経過の女性と家族に対し、教員、スタッフ指導の下、継続的なケアを展開している。受持ち開始時は、充分な情報提供やケアに至らない場面もあるが、時間の経過に伴い対象者のニーズにあったケア提供が可能となり、妊娠・分娩中は、異常の早期発見、予防につながるとともに分娩時の満足度も概ね高く、育児への円滑な移行にもつながっている。中でも継続ケースの居宅にて健康診査を実施する「母子訪問」においては専任教員を通じて設置病院スタッフと連携を図りつつ、異常の早期発見や予防につながるケースも認められている。

その他、本校の規定に基づき、助産師養成の為の教育環境を教育に支障のない範囲で、設置医療施設の職員や各関連団体の教育・研修の場として提供している。

ボランティア活動

学生のボランティア活動については、学生個々の自主性に委ねている。学校としては、1年の修業期間内に活動する余裕は実質的がない為、学業優先を推進している。またボランティア活動に関する学校としての規定はないが、今後、災害発生直後等、非常時の入院患者又は地域住民に対する、学生のボランティア活動に関して具体的な範囲、内容を明確化させたい。

<根拠資料>

日本赤十字社助産師学校学生便覧 その他

一 領域 11 国際交流 3.20 一

中項目		小項目		評点
11-38	国際交流	11-38	国際的視野を広げる為の教育体制が整備されている	3.6
		11-38-2	海外での学修や就労を希望する者への支援体制が整備されている	2.8

国際交流

本校に入学する学生の中には、将来的に国際活動に携わることを目標にしている者も少なくない。教育課程の中に国際的視野を広げる為の講義は少ないが、「助産学概論」、「赤十字概論」の中で、助産師としての国際活動のあり方や海外での学修、就労の事例についても紹介している。ここ数年、国際看護交流協会が主催する「アフリカ母子保健管理研修」による本校視察を受入れ、学生との交流の機会を設けていたが、今年度から同研修の運営方針が変更となり交流の機会は減少した。

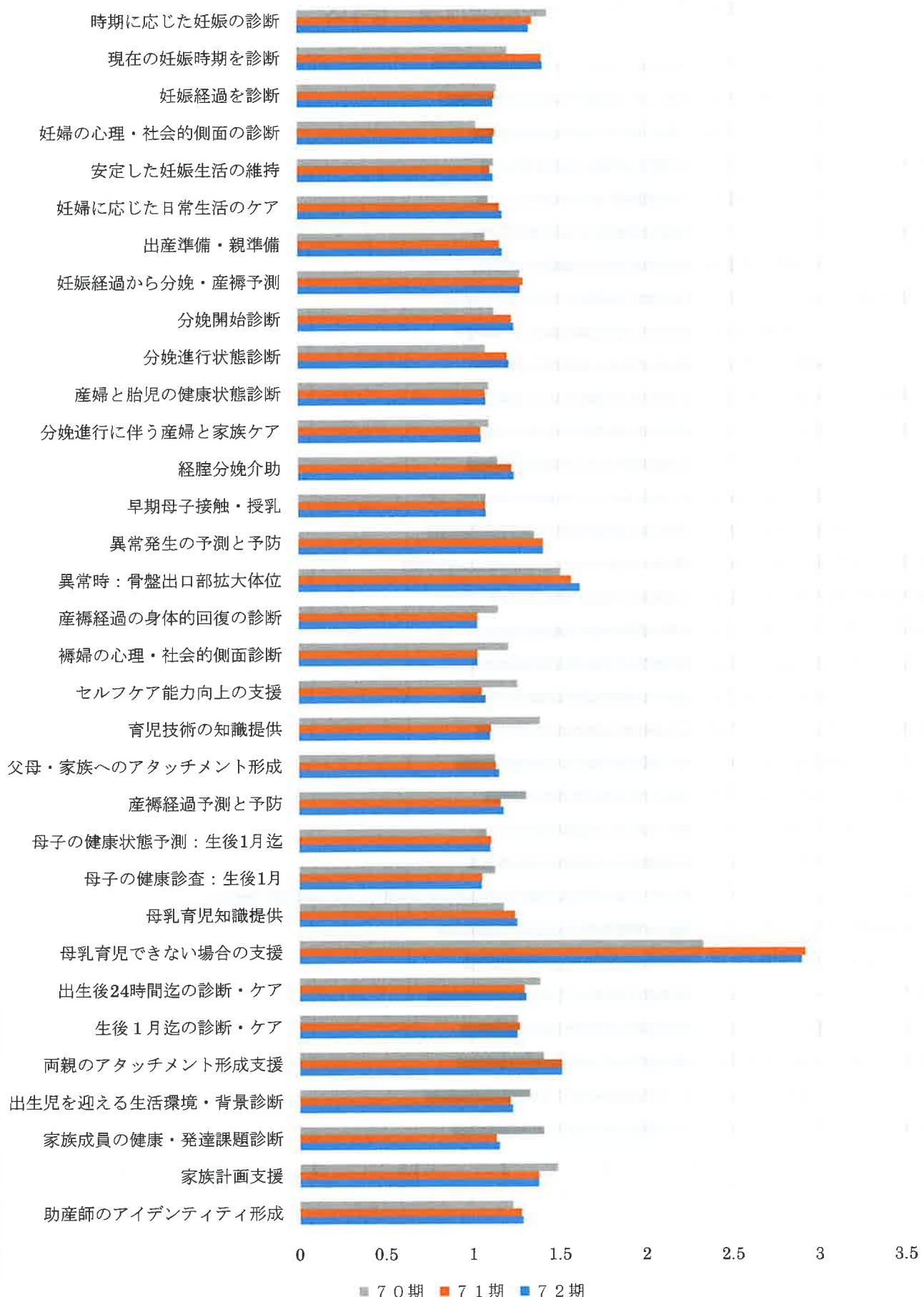
しかしながら、設置医療施設や日本赤十字社、日本赤十字看護大学と連携し、国際活動に実際に携わった医療従事者や赤十字職員の活動報告会等への参加が可能であり、自主的な活動ではあるが、参加を勧奨している。現在、赤十字医療施設においては、キャリア開発ラダーの一環として「国際ラダー」が設定されたが、キャリア教育の一環として、国際ラダーにおけるステップアップの具体的な内容等も随時、紹介し、卒業後に国際活動につなげられるよう情報提供に努めている。

本校は、助産師の基礎能力習得を目的としている為、国際交流の機会が限定されるが、今後、海外で助産師業務に携わる人物や団体との交流が持てるよう検討していきたい。

<根拠資料>

日本赤十字社助産師学校学生便覧、その他

卒業時にレベルⅠに達成すべき指標：本校学生達成状況



レベルⅠに到達すべき指標：
2015・1017年度生平均達成度 n=118

